

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ・ 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円(45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円(22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)： 1人当たり40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員精度を新たに規定した場合、④⑥1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した off-JT+OJT) ・ 中長期キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (off-JT) を行った場合	off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円(500円) 経費助成：一般職業訓練、有期実習型訓練： 最大30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合)： 最大50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円(700円)
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① 全て又は一部の賃金規定等(基本給)を増額改定 させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 した場合 ③ 短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用 した場合	①賃金規定等改定 ・全ての賃金規定等を2%以上増額改定：対象労働者が、 1～3人： 10万円(7.5万円) 4～6人： 20万円(15万円) 7～10人： 30万円(20万円) 11～100人： 3万円(2万円)×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定：対象労働者数が、 1～3人： 5万円(3.5万円) 4～6人： 10万円(7.5万円) 7～10人： 15万円(10万円) 11～100人： 1.5万円(1万円)×人数 ※中小企業において3%以上増額した場合、 ・全ての賃金規定等：1人当たり14,250円<18,000円>加算 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり7,600円<9,600円>加算 <>は生産性の向上が認められる場合の額 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：1事業所当たり 40万円(30万円) ・共通の賃金規定等の導入・適用：1事業所当たり 60万円(45万円) ③短時間労働者の労働時間延長 ・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合： 1人当たり20万円(15万円) ・上記「①賃金規定等改定」と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合： 1時間以上2時間未満： 4万円(3万円) 2時間以上3時間未満： 8万円(6万円) 3時間以上4時間未満： 12万円(9万円) 4時間以上5時間未満： 16万円(12万円)

○その他の支給の要件、手続き等の詳細につきましては、山形労働局又は各ハローワークへお問い合わせ下さい。

◆ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

山形県の特定(産業別)最低賃金が改正されました!

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額		効力発生日
一般産業用機械・装置等製造業	時間額	798円	H28.12.25
電気機械器具等製造業	時間額	782円	
自動車・同附属品製造業	時間額	797円	
自動車整備士(整備士に限る)	時間額	801円	

※特定(産業別)最低賃金は、県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ】 山型労働局 労働基準部 賃金室 TEL023-624-8224